4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑶　その他

住専法第10条の規定による債権処理会社に対する助成金の交付について、債権処理会社である整理回収機構から、決算に基づく平成20年度業務推進助成金交付申請書の提出を平成21年６月１日に受けた。整理回収機構では、平成20事業年度で収益処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の費用となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、38,648百万円の見込みである。

5．重要な会計方針の変更

⑴　特殊法人等会計処理基準の変更

当事業年度より、改訂後の特殊法人等会計処理基準を適用して作成している。

⑵　貸借対照表の純資産の部の表示方法の変更

従来、貸借対照表については、前事業年度まで「資産の部」、「負債の部」及び「資本の部」に区分して表示していたが、特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、当事業年度より、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示している。

なお、当該変更による従来の「資本の部」との差額は生じない。

金融再生勘定

貸　借　対　照　表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**4,057**	**（流動負債）**	**821,273**
現金・預金	81	短期借入金	250,500
短期貸付金	403	預金保険機構債（１年内償還）	570,000
預け金	801	機構債発行差額（１年内償還）	△ 62
有価証券	1,995	未払金	221
仮払金	13	未払費用	485
前払費用	42	前受収益	31
未収収益	531	仮受金	97
未収金	189	**（固定負債）**	**1,100,098**
貸倒引当金	△ 0	預金保険機構債	1,100,000
（固定資産）	**1,608,170**	機構債発行差額	77
資産買取事業資産	1,597,243	退職給与引当金	21
買取資産	1,638,254	**（負債合計）**	**1,921,372**
貸倒引当金	△ 41,010		
有形固定資産	19	**（欠損金）**	**△ 309,144**
建物	11	繰越欠損金	△ 323,664
工具・器具・備品	7	当期未処分利益	14,520
無形固定資産	0	**（純資産合計）**	**△ 309,144**
投資その他の資産	10,907		
特定協定銀行貸付金	10,900		
敷金・保証金	7		
資産合計	**1,612,227**	**負債・純資産合計**	**1,612,227**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**133,112**	**（経常収益）**	**147,632**
資産買取事業費	76,549	資産買取事業収入	24,065
買取資産損	54,526	買取資産収入	21,578
買取資産事務費	238	買取資産益	2,487
管理回収業務委託費	113	特定協定銀行納付金収入	29,682
買取資産損失補償金	21,670	協定銀行納付金収入	90
一般管理費	429	特定協定銀行貸付金利息収入	125
貸倒引当金繰入	41,010	貸倒引当金戻入	93,520
事業外費用	15,122	事業外収益	148
借入金利息	472		
機構債利息	14,314		
機構債事務費	280		
機構債発行費償却	55		
（当期利益金）	**14,520**		
合計	**147,632**	**合計**	**147,632**

㈱１．当期利益金14,520百万円は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第２号）第25条第２項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　17百万円